

平成 30 年度 第 3 回吹田市地域福祉計画推進委員会(要約版)

1 日時 平成 31 年 2 月 14 日(木)午前 10 時から午前 11 時 59 分まで

2 場所 吹田市文化会館(メイシアター) 集会室

3 出席者ほか

(1) 委員 9 名

岡田忠克 委員長

岩井深之 委員 鈴木慎一郎委員 入江政治 委員 栗田智代 委員

山本智光 委員 森戸秀次 委員 大槻剛康 委員 山本真弓 委員

(2) 市職員 16 名

中野 勝 児童部長

後藤 仁 福祉部長

中川久一 福祉部次長

江原眞二 福祉部総括参事

早瀬健次郎 福祉事務所長(生活福祉室長兼務)

森田明子 高齢福祉室長

西村直樹 障がい福祉室長

寺本 守 総合福祉会館長

秋山美佐 内本町地域保健福祉センター所長

杉野陽太郎 千里ニュータウン地域保健福祉センター所長

重光典子 高齢福祉室参事

新栢明宏 福祉総務課長

霜竹美樹夫 福祉総務課課長代理

小林孝太 福祉総務課主査

塩津達哉 福祉総務課主任

妹尾圭祐 福祉総務課主任

(3) オブザーバー 2 名

社会福祉法人 吹田市社会福祉協議会 広田倫久 局長 佐伯佳苗 次長

(4) 傍聴 2 名

4 配付資料

資料 1 福祉に関する意識啓発について

資料 2 第 3 次吹田市地域福祉計画 市民評価について

資料 3 第 3 次吹田市地域福祉計画 中間報告書(案)

資料 4 前回の地域福祉計画推進委員会の質問・要望について

資料 5 平成 31 年度 第 3 次地域福祉計画推進スケジュール

5 内容

(1) 開会

(2) 議事

ア 福祉に関する意識啓発について

(事務局から資料に沿って説明)

A 委員 当日、孫を連れて行かせていただいた。報告書のとおり、小さい子供が親と一緒に訪れていた。周りのブースはスポーツイベントや消防による救急車の試乗があった。そのようなコーナーの一角をお借りして福祉に関する啓発のブースを設けていただいたので、非常に参加しやすかったのではないかと思う。昨年の EXPOCITY での開催も来場の多い場所であったが、昨年と比べるとゆっくりと話ができ、親子で来られた方にもパンフレット等を渡して説明できる雰囲気であった。非常に良い試みであったように思う。今後もこの事業のコンセプトのとおり、福祉になかなか触れる機会が少ない方を対象とした啓発イベントを続けていただければ良いと感じている。

B 委員 テーマと結果、いずれも良かったと思う。次年度に向け、意見を2つ申し上げる。

1つ目、「福祉に触れる機会が少ない人」という表現は、少し違和感がある。以前にも、「福祉に接点がない人はいない。もっと福祉を元気にするというような表現で考えたらどうか。」という提案が委員から出ていたと思う。福祉という言葉自体が、施しという言葉は消極的な捉え方をする人が未だに多いと思う。一方で政府は、全世代型社会保障やエンパワメント等、言わば積極的な捉え方に転換してきていると思う。せつかく社会福祉協議会のPRをするのなら、例えば名前を「地域福祉をもっと理解しましょう」としてはどうか。社会福祉法において社会福祉協議会の使命というのは、地域福祉の推進を図る団体となっている。では、地域福祉は何かといえば、新しい社会福祉システムである。一部の人が対象というわけではない。子育て、教育、保健医療、そして防犯防災、全ての住民が関係している。そして、行政の縦割りでは使い勝手が悪いサービスで、また、不安も残る。それを今度は横串で再編成し、新しい社会福祉システムに基づいて作って行く。そのためには、行政だけではなく、地域住民の皆さんと一緒に言うということ、そのお手伝いを社会福祉協議会が行う。なので、地域福祉の吹田と言われるような夢のある取組と一緒にやりましょう、というようなトーンにならないのかなと思う。

2つ目は、以前、委員長がおっしゃっていたとおり、このようなイベントだけでは、なかなか個人個人の意識が人を助けるということにつながりにくいと思う。では、どうするか。やはり長い目で見て、地域福祉計画の策定に住民が関わっていくことが最も効果的だと思う。例えば、江坂地区は自治会加入率が20%程度しかない。自治会未加入のマンション住民に呼びかけて、3~4人程度で集ってもらい、顔の見える関係づくりを兼ねて自分たちの生活課題を話し合う。そうすると例えば「私達の住んでいるマンションに見知らぬ

人が来る。」「物騒だが実態が分からないので、行政職員を呼んでデータ等を聞いてみよう。」という話が出る。そこで勉強会を開き、データから江坂地区は吹田市の中で最も犯罪件数が多いということに直面する。一過性のイベントではすぐに忘れてしまうが、身近な地域で大きな課題に直面すると意識化する。そこから住民の主体的な動きに変わり、1つの成果が上がれば、今度はしっかりやれるよう努力する。そして、自分たちでPDCAサイクルをこなして継続的な活動に変わっていく、ということが大事だと思う。そうした意味で、私は地域福祉計画というものをしっかりと地域住民の方に考えていただく必要があると思う。そうしたエンパワメントな住民が増えるということは吹田市の資産にもなるため、そうしたことを次期計画に盛り込んでいくことが私は意識化という面で1番大事だと思っている。

委員長 意識の醸成は本当に難しく、今、委員のおっしゃったように様々な角度で取り組まなければならない。恐らく、自分の身近な課題、今、おっしゃった防犯なども福祉のニーズという点から接点ができるかもしれない。自分の抱えている課題というのは他の人も抱えている、感じているというところから課題の共通性、共同性が意識化し、地域にとって何が必要であるのか、ボトムアップ型で色々な意識が変化していき、地域福祉の基盤となるような意識の醸成ができたらいと思う。理想かもしれないが、そこを積み上げていかないといけないので、行政でも検討していただければと思う。

イ 第3次吹田市地域福祉計画 市民評価について

(事務局から資料に沿って説明)

C委員 2つ意見がある。1つ目は、調査対象者の70名の適否について。市民評価を行うデータとして70名は少ないのではないかと。今回、4段階評価に変更され、回答者がはっきりスタンスを持たないと回答できないことになっている。現役の70名の方もマストではあるが、OBの方も含めた市民評価というのも良いのではないかと。評価者70名の妥当性について御説明いただきたい。

2つ目は、資料2の参考資料について。データを1つ1つ精査し、検討・検証をしていただきたい。貴重なデータだと思うので、このデータの取扱いについて説明いただけたらと思う。

事務局 中間報告書の作成にあたり、調査対象者70名について本委員会で検討した結果、地域福祉計画推進委員会委員、民生委員の地区委員長、福祉委員の地区委員長に依頼することに決定されたため、評価対象者70名は適切であると考えられる。OBの方については、今回の評価対象者として検討はしていない。これまでの経緯を知るOBの方が、2次計画と3次計画の比較を踏まえて評価することも有効な方法の1つとも考えられるが、OBの方への周知方法や評価の

必要性については、本委員会において精査いただく必要があると思う。

事務局 参考資料の取扱いについて。中間報告書に載せる際には、紙面の都合もあり抜粋させていただくが、御意見の内容も市民評価と考えている。参考資料としているが、今後、施策を考えていく上でのデータとして活用させていただきたいと思っている。

委員長 この参考資料は、吹田市の各地域が持っている課題として上がっている貴重なデータであると思うが、御意見の全てが地域福祉に関わるものなのか、しっかり精査していただきたい。事務局で検討し、本委員会に諮っていただき、計画の推進に役立てていただけたらと思う。

D 委員 資料1の9ページ「高齢者のお困りごとが見えにくい」という点で、皆さんに現状を知っていただきたい。介護保険制度や地域包括支援センター等は、我々は一定の認識があり、どこに行けば何ができるかというのが分かる。私が住んでいる地域の高齢者の話であるが、買い物に行っても荷物が持てない。それを何とかしたいという第三者の方に、その高齢者の方の相談に乗って欲しいと言われ、話をお聞きした。その方は、介護保険を受けるまでの状態ではないが、シルバーさんといっても少し理解ができないという状況であった。私は、まずは地域包括支援センターに相談してくださいと言ったが、なかなかセンターには行かれなかった。高齢者の中には、どうすれば良いかわからず、「貯蓄はある。自分が死んだらあげるから何とかしてくれないか。」という方もいる。こうした現状があるので、社会福祉協議会が実施している「助け愛隊」という制度をもう少し展開する等、地域の中で高齢者の声を聞く中間的な存在が必要だと思う。高齢者が直接、相談場所に行けないとも思うので、地域の中で取組んでいけたらと思う。

A 委員 社会福祉協議会の「助け愛隊」のことを御紹介いただいた。一人暮らしの高齢者に関する支援としては、各地区の福祉委員会で「ふれあい昼食会」を実施している。もちろん、昼食会の参加者だけではなく、福祉委員や民生委員の方が御案内を持って行くことをきっかけにして、色々なお話を伺って顔の見える関係を築いている。顔を知らない人に、自分の困りごと等をお話しすることは難しいと思う。山本委員は地域の色々な場所に関係を持っておられるので、そうした御相談が行ったのかと思う。実際、高齢者の相談事は、大変多岐に渡っている。1つのことだけが解決に結び付くということは、逆に難しいと思う。ふれあい昼食会のほか、各地区の「いきいきサロン」は一人暮らし高齢者に限らず実施している。その他、市内の施設でもカフェ等をしている。地域包括支援センターについても、連絡いただければ訪問し、相談を聞いていただけたところもあるように聞いている。色々な形で高齢者の方の

お困りごとが分かるきっかけとなればと思う。

E 委員

地域福祉計画について色々な人に話をすると、「吹田市はそういうことをやっているの。」と聞かれる。計画を御存知でない人が多いように思う。計画の冊子が厚く、どこを見たらいいのか分からないという方もおられるかもしれない。内容は皆さんの知恵が満載だが、問題に直面している人からすると、身近な問題をどのように対応してもらえるのかということだけである。

現在、民生委員の人数は500人弱。ただ、500人で37万人の市民を見ることは難しい。地区福祉委員会と協力して、様々な形で色々な方に活動を見ていただき、参加していただけるよう努力はしている。1つ事例を挙げると、地域の拠点が広いところでは、ある公民館で行事をしていても、場所が分からないといったことが起こる。地域に住んでいて、自分の家から100m以内なら分かっているけど、それ以上は分からないということが現実にある。想像がつかないかもしれないが、そういった方が多くおられる。PRをしているが、なかなか行き届いていないというのが、今の状況。買い物に行く時は何を買い決めるか決めて行くが、買い物中にあれもこれも買って、結果、持って帰れなくなっている。スーパーの配達サービスもあるかもしれないが、そうしたサービスの利用も、高齢になると判断ができなくなっていくのではないかなと思う。

成年後見制度についても、PRが上手くいっていないように思う。

F 委員

評価実施者について提案したい。若い世代の意見が反映できるような仕組みを考えていただければと思う。具体的には、学校関係者、PTA、商工会議所等の方々、今年4月には吹田市障がい者相談支援センターが稼働する。そういった方々を含めて、評価者について整理していただければと思う。なぜかといえば、私のところは岸部に施設があり、片山・岸部の介護者支援の会という活動をしている。その活動の中で社会福祉協議会と組んで、片山や山田などで、これからを考える会を開いたことがある。片山地区だけ異色というか、現役世代の方が参加していることに驚いたことがある。他の地区がどうというわけではないが、一般的に連合自治会、民生委員も同じ方で、年齢も偏っていることが多いと思う。ただ、片山地区については、お仕事帰りの方や子育て中の方も多く来られていた。議論のテーマは介護者支援であったが、中身は地域福祉で新しいシステムを作っていかなければならない、という考えの方々が参集されていた。そうした方々が、今は全世代型の課題がテーマになりにくいとはっきりおっしゃっていた。当然ながら、そうした視点から介護者の支援ということを考えていくことになり、幅が広がる。こうした活動が新しい世代の力を開拓することにつながると感じた。

現在、70名の評価実施者の中には高齢者、障がい者、子育て世代の支援に携わっている人もいるわけだが、もう少し、当事者の意見を直接聞ける方法を考えることで、この評価がまた違ったものになるかもしれない。全世代の

方を巻き込む新しいシステムを作っていく、吹田の資産を活性化していくような評価活動に前進させていくと、さらに良いのではないかと思う。

委員長

先程の啓発イベントもそうであるが、現役世代の男性の参加や、若い世代の参加も難しい中、どのように仕組みを作るか。例えば、スマホ等を使用して色々な情報を得る等、各世代で情報の伝達方法というのは変化している。予算も関係することなので、すぐには難しいとは思いますが、そこを行政側で検討していただきたい。周知ということが各委員からの課題であるため、その点について、踏み込んだ議論や仕組み作りをしてもいいかと思う。

委員のお話の中で冊子のことに触れていた。悲観しているわけではないが、そのとおりだと思う。表紙、仕組みがきちんと書いてあって、最後に支援機関等の電話番号が書いてある。利用する側からすると電話番号が最初からでもいいと思う部分もある。仕組みを説明する冊子も必要かと思うが、自分が困っていることが見て分かる、どこに相談すればいいかといった情報が分かることも必要。困っている人それぞれの立場で視点が変わると、情報の作り方も変わってくると思うので、検討していただきたい。

G 委員

自治会加入率が伸びないことが大きな課題だと思っている。

障がいがある人の暮らしの支援をしている中で、身体障がいの人が一人暮らしをするということがあった。賃貸マンションを借りる際、エレベーターのあるところを借りると経済的に厳しい部分もある。1階を探す空きがないため不動産業者に理由を聞いた。すると、単身の高齢者の方がワンルームマンションを借りることがとても多くなり、体力面から1階を借りるためということであった。今までは、防犯上敬遠されていたが、今は1階から埋まっており、手頃な価格で探すのが難しい状況。そのような中、賃貸マンションの自治会加入率について考えると、管理組合がなかったりするので、そのあたりを捉えながら、どのように地域の福祉に巻き込むのかということが大事であると思う。今後、どのようにアプローチしていくかについては、次期計画で重要になってくると思う。

委員長

地域福祉とは、人のつながりである。人間は、家もお金もあったとしても、人とのつながりが無ければ死んでしまうこともある。逆に言えば地域での人のつながりをどのように作っていくのか。今、委員が話されたことも共通している。次期計画は、そのようなことも踏まえて企画できればと思う。

B 委員

およそ10年前に社会福祉協議会の前会長が、一部の行政職員や社会福祉協議会、民生委員・児童委員、福祉委員だけで地域福祉計画を進めてはいけない。広く地域住民に理解してもらわないといけないとおっしゃっていた。

資料について質問が2つある。1つは参考資料の「評価に関する意見」の番

号の付け方。1番からの連番であるが、1人が書いた文章を4行しか書いていないのに3つぐらいに分けたり、20行ぐらいの文章を1つの番号にまとめている部分があるがなぜか。

2つ目、資料2の「主な意見」は、どのような判断基準で抜粋されたのか。例をあげると、13ページ「総評」の9番～13番は、私が書いたもの。12番だけ「主な意見」で抜粋しているが、元々は一連の文章を5つに分けているのはなぜか。書き手の思いが伝わりにくいというものが散見される。

事務局 意見を分けた理由については、分けることで読みやすく、分かりやすくなるように考えたため。しかし、結果として分かりにくくなったということであれば、いただいた御意見を分けずに掲載するかどうか再度検討する。

もう1つ、主な意見について一部抜粋した部分の考え方であるが、これは多かった意見や重要と思われる意見を抜粋させていただいた。今回、参考資料を配付した理由は、中間報告書に盛り込む内容に参考資料の主な意見の部分を入れるほうが良いかどうか、本委員会の御意見をお聞きしたいと考えたため。今、御意見をいただけるようであれば調整させていただきたい。

委員長 社会調査をすると自由記述の部分があり、様々なまとめ方がある。分かりやすくするために意図的に分けるということもあるが、委員の御意見を踏まえ、どのようにすれば1番よく伝わるのかということ、事務局で検討いただきたいと思う。

B委員 書き手が考えて書いているので、機械的に分けない方が良いと思う。最終的には事務局にお任せするが、私は4行ずつしか柱の方は書いていないので、意味が通じにくい部分は、できれば1つにさせていただきたいと思う。主な意見についてはお任せする。

参考資料に関連して申し上げますと、今回、市民評価をさせていただいたが、ここでの記述のとおり、行政評価の結果については、企画財政室がホームページに掲載している。今回、福祉総務課でまとめられた各部署の評価は、この行政評価をベースにしている部分が多いと思われる。私が行政評価上の問題点と考えているのが、事務事業評価シートでの妥当性、有効性、公平性、効率性、持続可能性という5つのセクションの評価。その1つずつが3段階評価であるが1点、3点、5点と飛んでいる。なので、例えばその中で、利用者数の目標が達成できていなくても、それが有効性で考えれば3点か1点になる。極端な話、目標が全く達成できずとも8点引かれるだけである。後は、全部満点であると92点になる。

もう1つ、この行政評価の情報発信の仕方。福祉の評価を企画財政室がやっていると誰が思うのか、福祉関係者でも誰が見るのか。せっかく良い情報があるのでもっと分かりやすく発信する。先程も話が出たが、住民に考えて

もらうとすれば、データを明らかにすること。見える化が必要。現状、見えていないということに問題意識を持っていただきたい。

ウ 第3次吹田市地域福祉計画 中間報告について

(事務局から資料に沿って説明)

H 委員 御報告いただいた中で基本的な質問をさせていただきたい。この中間報告書はどれぐらいの部数を、どこに、どのように配布されるのか。また、中間報告書の構成はこれで良いと思うが、地域福祉を身近に感じていただくという中で、できる限り実際活動されている方の声やトピックを紹介していただきたいと思う。例えば、17 ページの住民主体の介護予防活動支援事業ではグループで中心的に活動されている方の顔写真や参加されている方の元気になったといった感想等、できる限り生の声を載せることができれば、市民の方に地域福祉計画を身近に感じていただくことにもつながるのではないかと。

それから、介護保険事業者連絡会でも介護フェアや社会福祉協議会の施設連絡会の取組であるが吹田市しあわせネットワークという事業者間のネットワークでこのような取組をしている。市民活動もそうであるが事業者側の活動も含めて、地域福祉推進のためにネットワークを形成しているというイメージが表現できれば、より良くなるのではないかと。

委員長 中間報告書の発行に関する事、構成に関する事、事業者間の取組の記載についての3点について御質問・御提案いただいたが、これらの件について事務局から回答をお願いしたい。

事務局 発行部数は、1,000部を予定している。中間報告書は、本委員会の委員、公的施設、社会福祉協議会の施設連絡会等に配布をしたいと考えている。現場で活動されている方の声についてもできる限り入れていきたいと思う。その際は、本委員会の委員を通じて依頼させていただくかもしれない。

3点目の施設のネットワークについては、施設連絡会等での話で良いかと。

H 委員 施設連絡会の取組や社会福祉協議会のCSW（コミュニティーソーシャルワーカー）とネットワークの会議をしているということ。事業所の中でもネットワークを作ろうということで、色々な取組をしているということに関しても、地域福祉を推進する上で、ぜひ市民の方にも知っていただきたい内容であると考えます。我々も市民の方も、より積極的に地域福祉に携わっていくことが大事ではないかと思う。

事務局 支援のネットワークについては、第3次計画の中で書いている。お話いただいた関係性が分かるような資料については、御相談させていただきたい。

中間報告書の発行前に改めて内容を確認できる機会を設け、委員の皆様の内容を御確認いただけるよう検討したいと思う。

委員長 確認するが、発行部数は1,000部で良いか。

事務局 そのとおり。

委員長 概要版はあるのか。

事務局 今回、作成予定はない。ホームページに中間報告書を掲載したいと思う。

委員長 紙媒体だけでなく電子データもあるということで理解した。

先程、事業者間のネットワークの取組があったが、昔から地域福祉の理論、委屈でよく言われているのが、地域の組織化、福祉の組織化、つまり事業者間の組織化である。細い柱というと失礼ではあるが、事業者単体で見るとはならず複数で束になり、このようなネットワークがあって自分たちが守られている、見守られているというようなことが示される方が良い。それをどのように見せていくのかについては工夫が必要かと思う。計画書の中でもそういった工夫ができればお願いしたい。

C委員 中間報告書は全体として整理されているので、私はこれでいいと思う。ただし、3つ考えていただきたいことがある。中間報告というのは、残りの期間で目標に達することを目指していく流れだと思う。そうすると1つ目は、取組状況と課題は、もう少し踏み込んだ課題を提案した方が、残りの2年間で頑張ろうというモチベーションになると思う。

2つ目、取組状況の中で数値の報告をいただいている。2年、3年に渡った報告があるが、私の認識では比較をするのではなく推移や変化を見たい。なので、最低でも3~4年程度あれば、減っている、増えているということが分かり、どうすればいいのか考えることができると思う。そのため、中間報告で数値の報告をする時に、可能であれば、3~4年の推移は掲載した方が良い。

3つ目、18ページに「IV. 今後さらに重点的に取組むべき施策」として3つ挙げているが、残り2年数か月を頑張ろうとするのであれば、周知活動について、どういった活動を行うのか、どのように支援を行うのか、または支援が必要であるのかという課題を挙げていくということはどうか。

以上の3つを御提案として申し上げる。

委員長 貴重な御意見だと思う。事務局に伺うが、1つ目は、取組状況と課題について、さらに深く記載することは可能なか。2つ目は、変化を見たいということで、紙面の都合もあるので全ては難しいかもしれないが、重点的な部分は

見せ方としてあってもいいと思う。3 つ目は、18 ページの内容について回答をいただきたいと思うがどうか。

事務局 取組と課題については、今回の委員会でお示しする資料で、ある程度担当室課の生の声を掲載しているところがある。現在、協議をしながら確認をしているところもある。庁内推進委員会では各室課が地域福祉計画の推進について話し合う機会を設けているので、今後、そこでの意見を踏まえながら、課題の見直しについて内容を精査してまいりたい。

事務局 御提案の2つ目、数値の変化を3~4年分掲載ということであるが、今回の数値は中間報告ということで、計画策定以降の数値について記載した。それ以前も必要ということで、各室課に確認し、平成27年度についても記載したいと思う。3つ目、今後の取組に周知活動についての検討を、ということについては、地域福祉を広く市民に知っていただく上で重要であると思うので、その点についても、今後の方向性として記載できるよう検討したい。

C委員 周知活動については、あくまでも手段なので、それぞれの課題の中に入れ込めば問題無いと思う。ただ、残り2年間で目標達成に向けて頑張るという時に周知活動ができれば、そこで進めていくことで次期計画につながると思う。課題にすると目的化してしまい、本来の円滑な周知活動に支障をきたすことになってはいけないと思うので、そういう趣旨であることを御理解いただければ良い。

D委員 私は、現実的な実感で福祉を捉えたいと思う。先程から話があったが、高齢者問題の対策については、吹田市は比較的手厚い対応をされていると思う。しかし、11ページから13ページにわたることについて、今、本当に切実な虐待問題、胸をえぐられるような事件がある。吹田市の場合は、そこまでのことは無いかもしれないが、今後、他人ごとではなく青少年問題、子供の虐待問題についても地域福祉の問題の一環であると思った。もっと先を見通して、この問題にも対策、予防、抑止力のためにぜひ何らかの取組をお願いしたいと思う。私は青少年のことにも関わりがあるので、会議の際に窓口はどこかと尋ねた時、民生委員や主任児童委員とおっしゃっていたが、それをどこまで徹底できているのかと思う。近隣で子供への虐待の可能性を感じた時、誰がどこに報告するのかと考えた時に、やはり個人情報やプライバシーがあるので、隣に住んでいたとしてもはばかられるのではないかと思う。そういうところを個人的に躊躇するのではなく、もう少し開けたような窓口があればそこを通して、個人ではなく地域ぐるみで行えばいいと思う。また、これからを担っていく子供の安全・安心にもっと力を入れていくべきではないか。まずは、どこに連絡したらいいのかということについてお聞きしたい。

委員長

児童虐待防止法が改正されていき、通報、通告についても義務化というか、間違ってもいいので通報してくださいというふうに変ってきているが、なかなか市民の方には、ハードルが高いというのが実際だと思う。先ほども民生委員・児童委員の話が出ていたが、より身近なところでハードルが低くなるような、仕組みというのはなかなか無いとは思いますが、事例を共有する中で、このようなやり方を行えばいいんだ、ということが広がればいいのではないかと思う。子供達が長く時間を過ごすのは学校であるので、学校の中で通報のシステムが出来てきており、吹田市ではスクールソーシャルワーカーが配置されている。なので、そのあたりから広く子供に関わる問題が行政に伝わるようになってきていると思う。しかし、最近よく報道されているが児童相談所の相談件数も1人で100件以上持つような状況で人が足りていない、だから無理なんです、ということになってはいけないと思う。高齢者だけでなく、障がい者や子供がいる方といった、優先順位が高い方に対しての体制づくりは、行政が常に考えていかなければならない。一方で、行政だけでできる問題ではなく、網の目から落ちるといえるのか、制度を作るとそこから抜け落ちる方が必ず出てくるので、その課題は、地域福祉でのコミュニティづくりとか、お互いが支え合う仕組みについて議論していく必要があると思う。

E 委員

児童委員の話が出たので少し話したい。民生・児童委員協議会としても、児童虐待の問題の検討に入る予定にしている。主任児童委員としては、なかなか言われているようなことをほとんど聞いていない。虐待に近いような声が上がっているということは、民生委員・児童委員でなくても住民の方から連絡をいただかないと網羅できないので、民生委員・児童委員がするという固定観念ではなく、住民から声があれば、行政は対応していこうというようになると思う。市も民生・児童委員協議会もまだ、刻々と変化する児童虐待の状況に付いていけていないという状況。今後検討し、良い結果を伝えられたらと思っている。

8ページの部分を見ていただきたい。成年後見制度の利用支援について少し書いてある。吹田市にとっては少し頭の痛いことだと思うが、吹田市の元臨時雇用職員が成年後見に関する裁判を行った。障がい者の方で保佐人を付けられたため、職員を辞めないといけない。法律で規定されたことなので仕方がないとは思いますが、そこに行くまでに成年後見制度のことをもっと知っていれば、この方は保佐人を付けなかったかもしれない。裁判では、弁護人が憲法違反ではないかということを行ったが、請求は却下された。このような事例があるので、成年後見制度について、もう少し詳しく載せることができれば、住民の方も分かるのではないかと思う。吹田市にも何回も言っているが、大阪府の成年後見制度の枠組みに吹田市は入っていないので入って欲しいと思う。この制度を一般の方が利用する場合、裁判所が後見人を弁護士、司法書士に認定することが多く、報酬はとても高額である。財産に応じて変わる

が月額 5 万円請求されることもある。他に市民後見人があり、この場合は、低額で行うことができる。これであれば、財産が少ない人でも成年後見を利用することができる。このことについて、皆さんがどのように思われているのかお聞きしたい。成年後見制度のシリーズを載せている新聞もある。時間の都合もあり内容の紹介まではできないが、本委員会でも成年後見についてどう考えるのか議論できればと思う。

委員長 成年後見制度は詳しくすればするほど難しくなるが、要は、こういう利用の仕方があるという事例を載せられたらということかと思う。なかなか市民後見は進まず、実際は親族がされて、それに対して課題が出てきている。

事務局で成年後見制度の啓発に関しての取組があれば教えてもらいたい。

事務局 成年後見制度の利用促進の進め方であるが、今、3つの室課で検討を進めているところ。ただ、市民の方が成年後見制度についてもっと詳しく知ることができるようにということで、児童虐待の問題もそうであるが、個別計画には詳しく書いている。次期計画の策定においては、福祉分野の上位計画として成年後見制度、子供の案件についても取上げていかないといけないため、そこで上手く市民の方に周知できるような内容を検討していきたい。

A 委員 写真については、他のものを掲載することを考えているとおっしゃたと思う。6 ページに載っている子育てサロンの写真は、私が担当している地区で、参加者が 1 番少なかった時の写真なので変更していただきたい。今週末に開催する民生委員主催の夢のファミリーフェスタの中で、子育てサロンのパネル展を実施する。各地区熱心に、盛んに活動されている様子が分かるパネル展である。中間報告書の写真についても、社会福祉協議会に言ってもらえれば協力できるので、多くの市民の方が手に取っていただけるような写真やイラストを使って、充実した中間報告書を作っていただきたい。

F 委員 災害時要援護者支援について意見を申し上げたい。6 ページと 18 ページの部分になる。昨年 6 月の大阪府北部地震や 9 月の台風 21 号の災害が記憶に新しいことだと思うが、こうした自然災害の対応について。私は特別養護老人ホームに携わっているので福祉避難所の活動をしている。地域ケア会議の活動もしており、その中で事例として挙げたテーマに、台風 21 号のことがあった。訪問看護ステーションまたはケアプランセンターから出てきた事例であったが、気管切開の方や吸引の方に混乱が起きた。急いで近くの公民館等に行ったが閉館しており、対応していただけなかった。お互いに事業者で駆けずりまわり、バッテリーを持っているところに持ち込んで、自宅の中で止まっていた気管切開や吸引を作動させることができたという話であった。停電の時に対応できる仕組みも挙げてきたと思うので、18 ページの今後の

方向性の中に、2つの大きな災害を教訓とした中身を短い文章でも良いので入れてもらえたら、今後の活動に具体性が出てくると思う。検討いただきたい。

委員長 そういった部分も今後、検討していただきたいと思う。

E 委員 3ページを見ていただきたい。施策の13と18に関することである。吹田市に自然体験交流センターがある。ここは以前、吹田市が直営で管理していたが、今は指定管理となっている。市直営の時は、色々な設備を導入して運営されていた。指定管理になるとそれを利用していただく機会等がなくなり、必然的に自分たちで考えたイベントを実施されている。1つ紹介すると、先週の日曜日にふれあいフェスタをされたが、子供達が色々な遊びをしたいということで、冒険的な遊びを一部入れたいという依頼があった。モンキーブリッジ、滑車すべり、綱渡り等の設備を作ったが、施設には元からあるもの。結局、それを使いこなせないのが、外部に依頼が来て手伝っているような状況。自然体験交流センター以外の施設もあるかもしれないが、設備が死んでいるのか生きているのかを調査していただき、死んでいるなら生かす方法を考えていただきたい。また、自然体験交流センターは、北摂地区の他市では持っていない施設。それをもう少し生かす方法を、せつかく良い土地があり、駅にも近いのに整備ができていないので限られていたことしかできないという状況。また、住民の方が利用し難いことはないが、行ってもどうしたらいいのか分からない状況になっているので、例えばログハウスを造るとか、もう少し設備を整えて、住民の方が利用しやすくなるようにしていただければ良いと思う。重点施策ではないが、この件の紹介も含めて載せていただければ。

委員長 担当部署と相談して、掲載するかどうか考えていただけたらと思う。

エ 地域福祉計画推進委員会の質問・要望について

(事務局から資料に沿って説明)

B 委員 (資料4 整理番号1の内容に関して)

前回も言ったが、地域課題解消のモデル地区になり得るような、地域づくりの先進的な取組をされている市民団体の代表の方を本委員会に招いて、そのノウハウを伺う場を設定するという提案は、次期計画に盛り込むため。単なる勉強会ではなく、社会福祉法で新たな共通して取り組むべき課題、それから総合計画で3つの視点を先んじてやっておられるところがあるということである。なので、この委員会が最も良いのではないかということ。他にあれ

ばそれでいいとも思うが。もう 1 つ、社会保障審議会の議事録を御覧いただいているかと思うが、同じ 2 時間で多いのは 2 組で、1 組は先進事例、もう 1 組はその道の専門家をお招きして半分ぐらい時間を割いて行っている。そうでなければ、委員長が以前におっしゃったように、良い事例が他市でもあればそれを参考にしてということであったので提案した。事務局の説明は私の考えと少し趣旨が離れている。

委員長 委員の御意見を精査していただき、検討していただければ良い。

オ 平成 31 年度 第 3 次地域福祉計画スケジュールについて

(事務局から資料に沿って説明)

— 特に意見無し —

カ その他

事務局 先程、委員からもお話が出たが、平成 31 年度から整備される障がい者相談支援センターについて御説明させていただく。障がい者相談支援センターについて、皆さんがお聞きになるのは初めてかと思う。これまで同様の機能はあったが、なかなか地域との連携、高齢者との連携が働いていなかったのを改めて、障がい者の相談を再構築し、本年 4 月から再スタートを切ることとした。具体的には、高齢者の包括支援センターが 6 ブロック 15 箇所あるが、障がい者の相談支援センターも同様に 6 ブロックに 1 センターずつ配置していく。そして、高齢者と障がい者の連携、あるいは地域住民、地域の関係機関との連携を図ることができるような仕組みを作っていきたいと考えている。今回、資料 3 の 12 ページの施策の柱 2 の部分で、障がい者がどこに相談に行っていけばいいかわからないという声を多く聞いていた。この取組状況と課題 (2) の地域包括支援センターについて、これは高齢者の相談機関であるが、順次整備を図っており、「平成 31 年度には 3 地域保健福祉センター内のセンターを委託型のセンターに置き換え、地域に根ざし、地域の特性に応じた相談支援を適切かつ効果的に実施する」という記載のとおり、3 か所の地域保健センターを活用して委託型の包括支援センターを整備していく。これと併せて障がい者相談支援センターも地域保健福祉センターを活用して、市内に 6 箇所整備していきたいと考えている。また、あらゆる地域の会議、事業所の方々、市報等を通じて、新たに整備されるということは周知していきたいと考えている。

委員長 知られなければ利用もされないなので、よろしく願いたい。

F 委員 私どもの組織が 30 周年にあたり漫画を作成した。昨今、虐待等のニュースでマイナスイメージが高いが、そんなことはない。大変楽しい職場である。マスコミでは、嫌な暗い仕事というイメージがついているので、良い職場であるということを知っていただくために漫画を作成した。介護業界に興味を持っていただきたい。

委員長 以上で本日の議題はすべて終了となる。事務局から事務連絡をお願いする。

事務局 次回の開催は 4 月下旬から 5 月中旬の予定である。日時、会場が決まり次第、皆様に御連絡させていただく。

委員長 これで本日の地域福祉計画推進委員会を終了する。